

各関係機関担当課長 様

北海道環境生活部環境局
循環型社会推進課環境保全担当課長

PCB廃棄物等の期限内処理に向けた広報について

道内における廃棄物の円滑な処理の推進につきまして、日頃から多大なる御理解と御協力をいただいております。感謝申し上げます。

さて、PCB廃棄物は処理期限が定められており、北海道内のみならず、1都18県から高濃度PCB廃棄物を受け入れている、JESCO北海道PCB処理事業所において処理される大型の変圧器及びコンデンサー等については、令和4年(2022年)3月31日が処分期限とされており、期限内の早期に確実に処理を完了するためにも、関係機関の連携した取組が重要です。

つきましては、7月5日には当該処分期限まで残り1,000日を切ることになることから、これを契機として、各関係機関の連携した広報活動を実施したいと考えておりますので、趣旨に御賛同いただき、次のとおり貴機関において利用可能な広報媒体を活用した、PCB廃棄物の期限内処理に向けた広報を実施いただきますようお願いいたします。

道としても、引き続きPCB廃棄物等の期限内処理に向けた調査、情報共有等に積極的に取り組んでまいりますので、御協力をよろしくお願いいたします。

記

1 広報方法等

(1) 時期

当該処理期限まで残り1,000日である7月5日を中心とした期間(概ね7月下旬まで)
ただし、掘り起こし調査等の広報と関連させるなどの場合はこの限りではありません。

(2) 方法

各機関において、利用可能な広報媒体(Facebook・Twitter等のSNS、メールマガジン、ホームページ、広報誌等)により、PCB廃棄物等の期限内処理に関する内容を周知

(3) 広報文例等

別添のとおり、各種広報媒体を想定した8種類の広報文例と説明資料を作成しましたので参考としてください。

(4) 道としての広報予定

- ・ 6月21日配信予定のメールマガジン「北海道環境メッセージ」に記事を掲載
- ・ 道広報の活用(道広報誌「ほっかいどう」への記事掲載、包括連携企業への周知協力依頼等)

2 道外都県・政令市への広報依頼について

JESCO北海道事業エリア内の道外都県・政令市に対して、道内関係機関と同様の広報を実施するよう依頼しています。

担当
環境保全グループ 田中・佐々木
電話：011-204-5192